

肥料法の概要

消費・安全局 農産安全管理課

令和2年10月

農林水産省

目 次

1	肥料の定義	1
2	肥料制度のしくみ	2
3	肥料を生産する際の手続き等	7
4	保証票	13
5	肥料生産業者等が遵守すべき事項	15
6	肥料販売業者の届出と保証票の様式	17
7	手続きの簡素化	18
8	肥料法改正の内容	20
9	肥料制度に関する問合せ先一覧	21

- 肥料とは、肥料法において、①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学変化をもたらすことを目的として土壌に施される物、②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるものと定義されている。

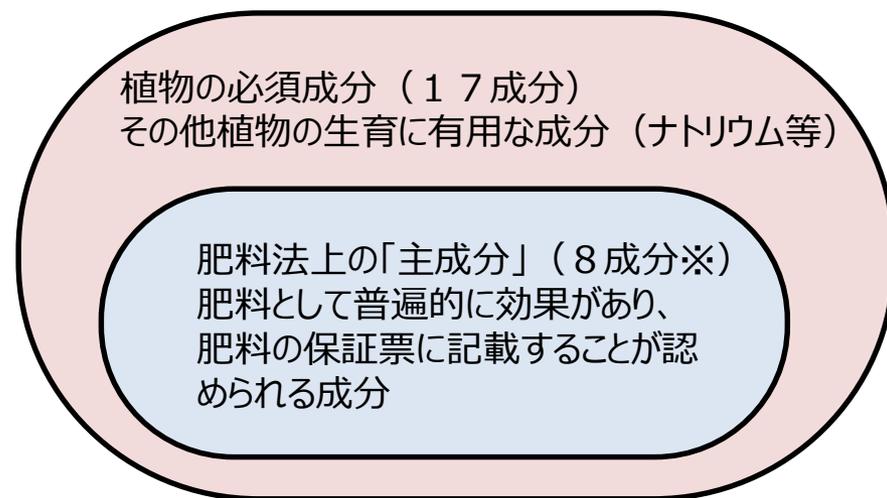
■ 肥料の定義

- 植物の栄養のため土壌に施用されるもの
➡ 窒素肥料、りん酸肥料 等

- 土壌の化学性の改善のために土壌に施用されるもの
➡ 石灰質肥料 等

- 植物の栄養のため植物に施用されるもの
➡ 葉面散布肥料 等

■ 植物の必須成分と肥料における主成分の関係



※8成分とは、N、P、K、Ca、Mg、Mn、Si、B

2 肥料制度のしくみ

(1) 肥料制度の構成、肥料の区分

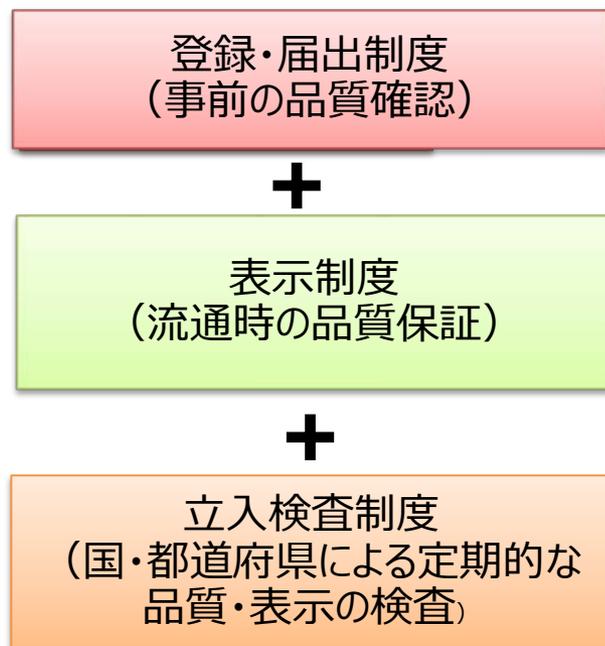
○ 肥料制度の構成

肥料の品質を確保するため、肥料業者には製品の登録又は届出をすることが義務。また、肥料の販売にあたっては、成分含量や原材料等の必要な情報を保証票に記載し、個別の製品に添付することが義務。

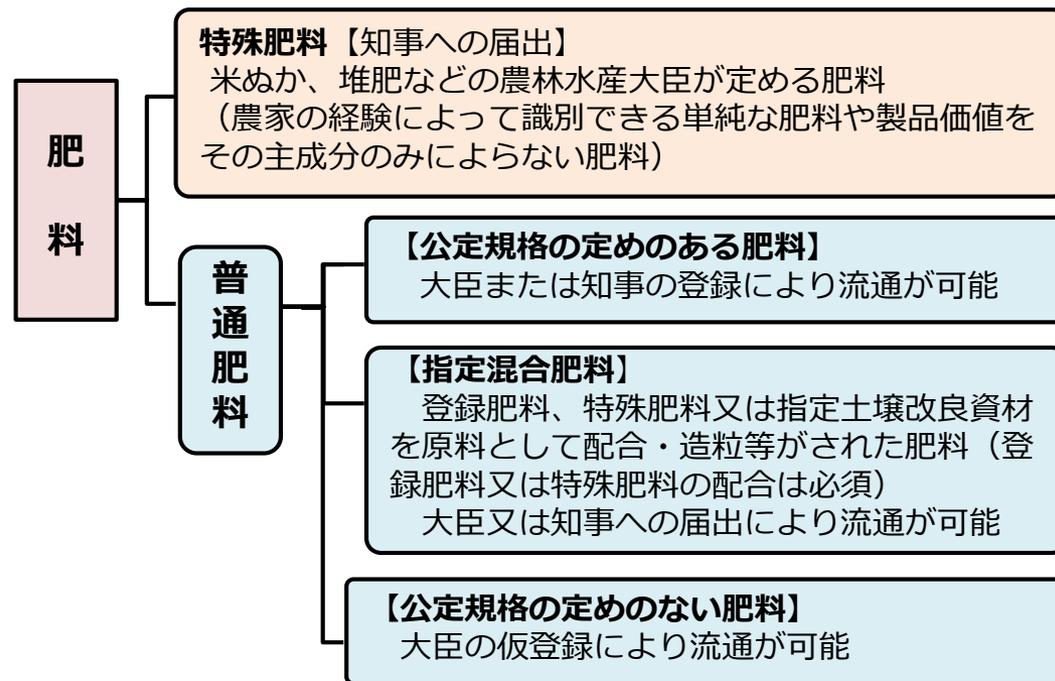
○ 肥料の区分

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別される。米ぬか、堆肥などの特殊肥料以外のものはすべて普通肥料に分類。普通肥料は、さらに登録肥料、指定混合肥料及び仮登録肥料に分かれている。

■ 肥料制度の仕組み（制度の構成）



■ 肥料制度の仕組み（肥料の区分）



2 肥料制度のしくみ (2) 特殊肥料の種類

- 特殊肥料とは、肥料法において、米ぬか、堆肥、その他の肥料とされ、4 6 種類が定められている。
- 指定されている特殊肥料は、①農家の経験等により識別できる簡単なもの、及び②堆肥などその価値が主成分の含有量に依存しないものとされる。

■ 特殊肥料の種類一覧（指定名のみ）

- | | |
|---|---------|
| <p>(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの
魚かす、干魚肥料、干蚕蛹、甲殻類質肥料、蒸製骨、蒸製てい角、肉かす、羊毛くず、牛毛くず、粗砕石灰石</p> | 【10の肥料】 |
| <p>(ロ) 米ぬか、発酵米ぬか、発酵かす、アミノ酸かす、くず植物油かす及びその粉末、草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末、木の实油かす及びその粉末、コーヒーかす、くず大豆及びその粉末、たばこくず肥料及びその粉末、乾燥藻及びその粉末、落棉分離かす肥料、よもぎかす、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、セラツクかす、にかわかす、魚鱗、家さん加工くず肥料、発酵乾ふん肥料、人ふん尿、動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃烧灰、堆肥、グアノ、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、含鉄物、鋳さい、微粉炭燃烧灰、カルシウム肥料、石こう</p> | 【36の肥料】 |

- ※ 1 汚泥肥料については、平成 1 1 年に特殊肥料から普通肥料に変更された。
- 2 指定された凝集促進材を使用した動物の排せつ物は、普通肥料から特殊肥料に変更された。

■ 混合特殊肥料の追加（令和 2 年 1 2 月 1 日以降）

- 今回の見直しにより、特殊肥料同士を配合することが可能となった（混合特殊肥料）。
- また、混合特殊肥料の製造に当たっては、粒状化促進材、固結防止材、浮上防止材、悪臭防止材（ゼオライト）の使用が可能となります。（告示に規定）

2 肥料制度のしくみ

(3) 普通肥料の公定規格 (現行の規格)

- 肥料法の定義では、普通肥料は特殊肥料以外のものとされているが、具体的には、種類ごとに規格 (公定規格) が定められており、その数は現在 169 規格となっている。
- 普通肥料を登録する場合は、この規格のどれかに合致している必要がある。

1. 窒素質肥料 (25)

単一化合物群 (18)
被覆窒素肥料 (2)
混合窒素肥料 (2)
副産窒素肥料 (3) (液状副産窒素肥料、 液状窒素肥料を含む)

2. リン酸質肥料 (18)

単一化合物群 (10)
加工りん酸肥料 (2)
被覆りん酸肥料 (2)
混合りん酸肥料 (2)
副産りん酸肥料 (2) (液体りん酸肥料を含む)

3. 加里質肥料 (15)

単一化合物群 (10)
被覆加里肥料 (2)
混合加里肥料 (2)
副産加里肥料

4. 有機質肥料 (44)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料 (2)
副産 副産植物質肥料 副産動物質肥料

5. 複合肥料 (18)

単一	熔成複合肥料
	吸着複合肥料
	熔成汚泥灰複合肥料
	りん酸マグネシウムアンモニウム
混合	混合動物排せつ物複合肥料
	混合堆肥複合肥料
	混合汚泥複合肥料
	配合肥料 (2)
	化成肥料 (2)
被覆複合肥料 (2)	
加工	成形複合肥料 (2)
副産	副産複合肥料 (2) (液状複合肥料を含む)
	家庭園芸用複合肥料

6. 石灰質肥料 (7)

単一化合物群 (4)
混合石灰肥料 (2)
副産石灰肥料

7. けい酸質肥料 (5)

単一化合物群 (5)

8. 苦土肥料 (13)

単一化合物群 (6)
加工苦土肥料
被覆苦土肥料 (2)
混合苦土肥料 (2)
副産苦土肥料 (2)

9. マンガン質肥料 (8)

単一化合物群 (3)
加工マンガン肥料
混合マンガン肥料 (2)
副産マンガン肥料 (2) (液体副産マンガン肥料 を含む)

10. ほう素質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工ほう素肥料

11. 微量要素複合肥料 (4)

単一	熔成微量要素複合肥料
	混合微量要素複合肥料 (2)
副産	液体微量要素肥料

12. 汚泥肥料等 (8)

下水汚泥肥料	混合汚泥肥料
し尿汚泥肥料	焼成汚泥肥料
工業汚泥肥料	汚泥発酵肥料
水産副産物発酵肥料	硫黄及びその化合物

合計 169 規格

単一化合物群

副産系の肥料

混合した肥料

被覆した肥料

加工した肥料

汚泥肥料等

2 肥料制度のしくみ

(4) 公定規格の構成

- 登録できる普通肥料は、公定規格を満たすことが必要。
- 公定規格は、肥料の品質が一定水準より低下することを防ぐために設定された肥料登録の最低条件。「肥料の種類」、「含有すべき主成分の最小量（主成分）」、「含有を許される有害成分の最大量（有害成分）」及び「その他の制限事項」の4項目によって構成される。

■ 公定規格の例

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
液状副産窒素肥料 (食品工業、非鉄金属製造業、又は化学工業において副産されたものをいう)	<p>一 窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素の合計量のいずれかーについて 5.0</p> <p>二 1 アンモニア性窒素を保証するものにあつては、 アンモニア性窒素 1.0</p> <p>2 硝酸性窒素を保証するものにあつては 硝酸性窒素 1.0</p>	<p>窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素又はアンモニア性窒素及び硝酸性窒素1.0%につき</p> <p>硫青酸化物 0.01 ひ素 0.004 亜硝酸 0.04 ビウレット性窒素 0.02 スルファミン酸 0.01</p>	<p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>二 牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。</p> <p>三 牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>

2 肥料制度のしくみ

(5) 公定規格の見直し（令和3年12月施行予定）

- 令和3年12月に公定規格を見直し、規格の統合、新設、有効期間の見直し、保証可能な成分の拡大、原料規格の設定等を行う予定。

■ 公定規格の見直しの概要

① 単一化合物規格の新設

りん酸アンモニウム等2つの成分を含む単一化合物を新たな規格として新設。

② 登録の有効期間の見直し

植害試験が必要な肥料については有効期間を3年、植害試験が不要な肥料については有効期間を6年とし、有効期間の分類を分かりやすいものにする。

③ 保証可能な成分の拡大

肥料の種別について、大きくり名称としての役割は残すものの、保証可能な主成分の範囲の制限としての役割は廃止し、多くの主成分が保証可能になる。

④ 公定規格の統合と主成分の最小量の引き下げ

各副産系肥料の公定規格を一つの「副産肥料」の規格へ統合。また、最小量の規格を引き下げ。

⑤ 有効石灰と硫黄分の新設

植物の生育に有効なカルシウムについて、有効石灰として保証可能とする。硫黄分についても同様。

⑥ 原料規格の設定

原料の条件について従来よりも詳細な「原料規格」を設定。原料規格を定めることによって、どのような副産物を肥料原料として用いることができるのかが事前に分かりやすくなる。

詳細は別の資料で説明は

3 肥料を生産する際の手続き等

(1) 普通肥料の登録

○ 公定規格に定めのある肥料を生産又は輸入する場合は、銘柄ごとに登録を受ける必要がある。

■ 肥料登録の手続き

肥料登録申請書(2部)

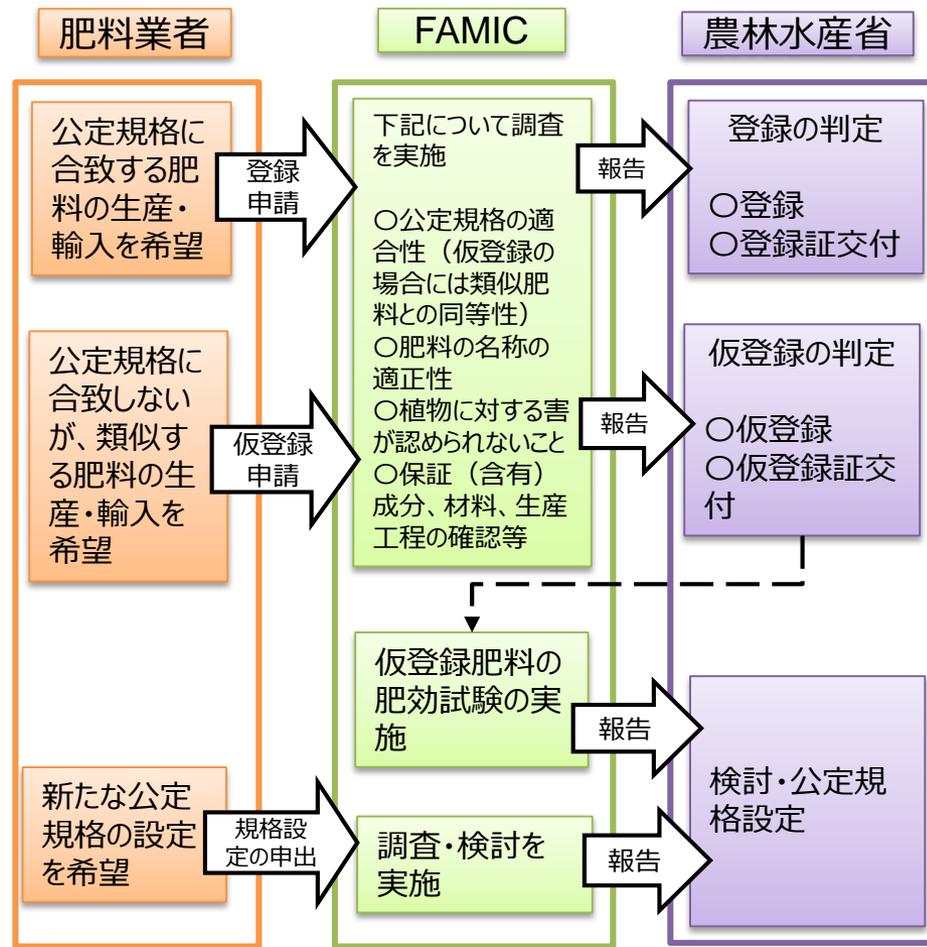
- 氏名及び住所
- 肥料の種類及び名称
- 保証成分量その他の規格
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地
- 植物に対する害に関する栽培試験の成績
- その他農林水産省令で定める事項



+ 登録手数料 +

その他、
分析証明書等
新規の場合は
登記簿謄本

■ 肥料登録等の流れ



3 肥料を生産する際の手続き等

(2) 指定混合肥料制度の導入 (令和2年12月施行)

- 登録済みの肥料のみを配合した肥料は、指定配合肥料として届出制で生産が可能であるが、造粒等の加工を行ったものや、特殊肥料を配合した肥料、土壌改良資材を配合した肥料についても、届出で生産することが可能となった。

■ 指定混合肥料の種類

① 指定配合肥料
登録済肥料同士を配合したもの（水造粒を含む。）



従来どおり

② 指定化成肥料
登録済肥料同士を配合し、造粒等の一定の加工を行った肥料



新規届出肥料
（従来の化成肥料の一部）

③ 特殊肥料等入り指定混合肥料
普通肥料と特殊肥料を配合した肥料
（造粒等の一定の加工を行ったものを含む。）



新規届出肥料

④ 土壌改良資材入り指定混合肥料
肥料と土壌改良資材を配合した肥料（造粒等の一定の加工を行ったものを含む。）



新規届出肥料



届出期日は、生産の2週間前から1週間前までに変更

3 肥料を生産する際の手続き等 (3) 指定混合肥料の届出の留意事項等

- すでに指定配合肥料として届出を行っているものは、新たな届出は不要。また、保証票の様式を変更することなく、従来の包材を利用可能。
- 特殊肥料等入り指定混合肥料及び土壌改良資材入り指定混合肥料の届出の単位は、原料とする普通肥料の種類が変更となった場合には新たな届出が必要となるが、原料とする普通肥料の銘柄が変更となった場合には新たな届出は要しない。

■ 特殊肥料入り指定混合肥料における新たな届出が必要か否かの例

(1) 原料の種類による届出単位の考え方

- ①原料とする普通肥料の「銘柄」の変更 ⇒ 新たな届出を要しない
被覆尿素（90日型）＋堆肥 → 被覆尿素（180日型）＋堆肥
- ②原料とする普通肥料の「種類」の変更 ⇒ 新たな届出を要する
硫安＋堆肥 → 被覆尿素＋堆肥
化成肥料＋堆肥 → 化成肥料＋肉骨粉＋堆肥

(2) 原料の割合による届出単位の考え方

配合割合（重量ベース）について、

- ・原則上下10%の許容差を認める。
- ・普通肥料に限り、1割以下、9割以上の場合に、上下5%の許容差とする。
- ・普通肥料の原料の配合比率の変更は自由です。特殊肥料についても同様。

3 肥料を生産する際の手続き等

(4) 特殊肥料の届出

- 特殊肥料を生産又は輸入しようとする者は、都道府県知事に事業開始届を提出する必要がある。
- 令和2年12月から、特殊肥料の届出事項に「肥料の種類」（指定名）が追加される。

■ 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書の様式

特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

都道府県知事 ○○○○ 殿

住所
氏名（名称及び代表の氏名） 印

下記により特殊肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地）
- 2 **肥料の種類**
- 3 肥料の名称
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

備考

- 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 輸入業者にあつては4を記載しなくてよい。

赤字部分が追加

3 肥料を生産する際の手続き等 (5) 特殊肥料の品質表示基準

- 特殊肥料のうち、堆肥、動物の排せつ物については、品質が多様であること等から、特殊肥料の適正施肥等の観点から、品質表示基準が定められている。
- **令和2年12月**から生産が認められる**混合特殊肥料**についても、品質表示基準の対象肥料となる。

■ 主要な成分の含有量等の表示の概要

主成分の含有量については、

- ・窒素全量
- ・りん酸全量
- ・加里全量
- ・銅全量 (300mg/kg-現物以上)
- ・亜鉛全量 (900mg/kg-現物以上)
- ・石灰全量 (150mg/kg-現物以上)

について表示することとしています。

また、。令和2年12月以降は、これ以外の主成分について一定量以上含有していることを分析により確認できた場合に、表示が可能となる

■ 堆肥の表示例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

肥料の名称 豚ふんたい肥1号
 肥料の種類 堆肥
 届出をした都道府県 東京都
 表示者の氏名又は名称及び住所 ○○畜産センター
 東京都千代田区大手町〇丁目〇番〇号
 正味重量 20キログラム(30リットル)
 生産した年月 平成15年6月
 原料 豚ふん、鶏ふん、わら類、樹皮
 備考: 生産に当たって使用された重量の大きい順である。
 主要な成分の含有量等

窒素全量	1.5	(%)
りん酸全量	2.7	(%)
加里全量	2.5	(%)
銅全量	450	(mg/kg)
亜鉛全量	1100	(mg/kg)
炭素窒素比	14	

3 肥料を生産する際の手続き等 (6) 登録又は届出書類の提出先

- 普通肥料又は特殊肥料を生産しようとする場合は、国又は都道府県知事の登録又は届出が必要。
- 肥料登録の具体的な手続きについては、F A M I CのHPにある「登録の手引き」を参照。

■ 普通肥料又は特殊肥料の登録又は届出先

肥料の種類		登録又は届出	書類の提出先
普通肥料	① 普通肥料（②を除く）	登録	F A M I C※
	② 有機質肥料、石灰質肥料、 県域を超えない農協等が生産する普通肥料	登録	都道府県知事
	③ 指定混合肥料（④を除く）	届出	国（地方農政局）
	④ 都道府県知事登録肥料のみを原料とする 指定混合肥料	届出	都道府県知事
特殊肥料	⑤ 特殊肥料	届出	都道府県知事

※各都道府県を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部又は地域センター

■ 普通肥料の登録の手引きの参照先

http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub2_1st/sub2_1st.html

(F A M I CのHP [HOME](#) > [肥料・土壌改良資材](#) > [肥料各種申請手続き](#) > [登録の手引き](#))

4 保証票

(1) 保証票の添付義務と様式

○ 普通肥料は、見た目では品質や効果を判断することが困難であることから、保証票の添付が義務付けられている。ただし、事故肥料、輸出用、工業用又は飼料用の肥料は、保証票を添付する必要はない。

■ 保証票の種類

- ◆ 生産業者保証票
 - 登録肥料（汚泥肥料等以外）
 - 登録肥料（汚泥肥料等）
 - 仮登録肥料
 - 指定配合肥料
 - 指定化成肥料
 - 特殊肥料等入り指定混合肥料
 - 土壌改良資材入り指定混合肥料
- ◆ 輸入業者保証票
- ◆ 販売業者保証票

■ 生産業者保証票の様式

○
生産業者保証票
登録番号 肥料の種類 肥料の名称 保証成分量（%） 原料の種類 材料の種類、名称及び使用量 混入した物の名称及び混入の割合（%） 正味重量 生産した年月 生産業者の氏名又は名称及び住所 生産した事業場の名称及び所在地

4 保証票

(2) 保証票の表示の簡素化 (令和2年12月施行)

- **令和2年12月**から、保証票の表示について、一部の表示を簡素化することができることとなった。これにより、多少の原料の使用量等の変動があっても、保証票の印刷を変えなくても良い場合があり、肥料製造のコスト削減が期待される。

■ 保証票の表示の簡素化の例

◆ 「その他」を導入した表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、**その他〔窒素質グアノ、尿素〕**

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 []内は指定配合肥料の配合原料である。
3 その他の[]内の原料は、順不同となることがある。

◆ 隣接する原料の順位が入れ替わる場合の表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、指定配合肥料〔硫酸アンモニア、硫酸加里、水酸化苦土肥料〕、加工家きんふん肥料、窒素質グアノ、尿素

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 []内は指定配合肥料の配合原料である。
3 **硫酸アンモニアと塩化加里の重量割合の順位は、入れ替わる**ことがある。

◆ web表示を導入した場合の表示の例

(配合原料)

硫酸アンモニア、塩化加里、**指定配合肥料**、加工家きんふん肥料、**その他**

- 備考：1 重量割合の大きい順である。
2 「指定配合肥料」及び「その他」には有機質肥料等以外の原料が原料として含まれる。
3 原料の詳細は下記リンク先に記載。なお、書面を希望の場合は以下の連絡先にお問い合わせください。

二次元コード

詳細は別の資料で説明は

5 肥料生産業者等が遵守すべき事項

(1) 各種届出書類一覧

- 肥料生産業者は、品質を適正に管理し、肥料法その他の法令を遵守しなければならない。
- また、登録事項や届出事項に変更が生じた場合は、所定の様式に基づき都道府県又は所管の農政局に届出を提出する必要がある。

■ 肥料法に基づく届出等が必要な事項

届出事項	提出する書類	提出先
登録肥料関係	肥料登録事項変更届、肥料登録証書替交付申請書、失効届等	国（地方農政局）
指定混合肥料の届出関係	届出事項変更届、事業廃止届等	国（地方農政局）
特殊肥料の届出関係	事業廃止届等	都道府県
肥料生産事業場略称関係	届出事項変更届等	国（地方農政局）
委託生産関係	委託生産変更届、委託生産廃止届等	国（地方農政局）
肥料販売業務関係	届出事項変更届等	都道府県
外国生産肥料関係	国内管理人変更届、届出事項変更届、事業廃止届等	国（地方農政局）

※ 詳細は、F A M I Cの「登録の手引き」を参照。

5 肥料生産業者等が遵守すべき事項 (2) 帳簿の備え付け

- 肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載することとなっている。
- **令和3年12月**からは、原料帳簿の備え付けが新たに追加される。

■ 原料帳簿の備え付けが必要な肥料

- ・ 原料表示、材料表示、異物表示を行っている肥料
- ・ 原料規格の対象となる原料を使用した肥料

■ 原料帳簿に記載する項目

- ・ 生産ロットの番号（web表示を行う場合）
- ・ 使用した原料の名称
- ・ 使用量
- ・ 原料の購入元※
- ・ 原料の発生元（試薬や工業用薬品では不要）
- ・ 原料の発生工程等、原料規格に適合していることがわかる書類（帳簿に添付）
なお、輸入業者は、「原料の発生元」、「原料の購入元」は不要

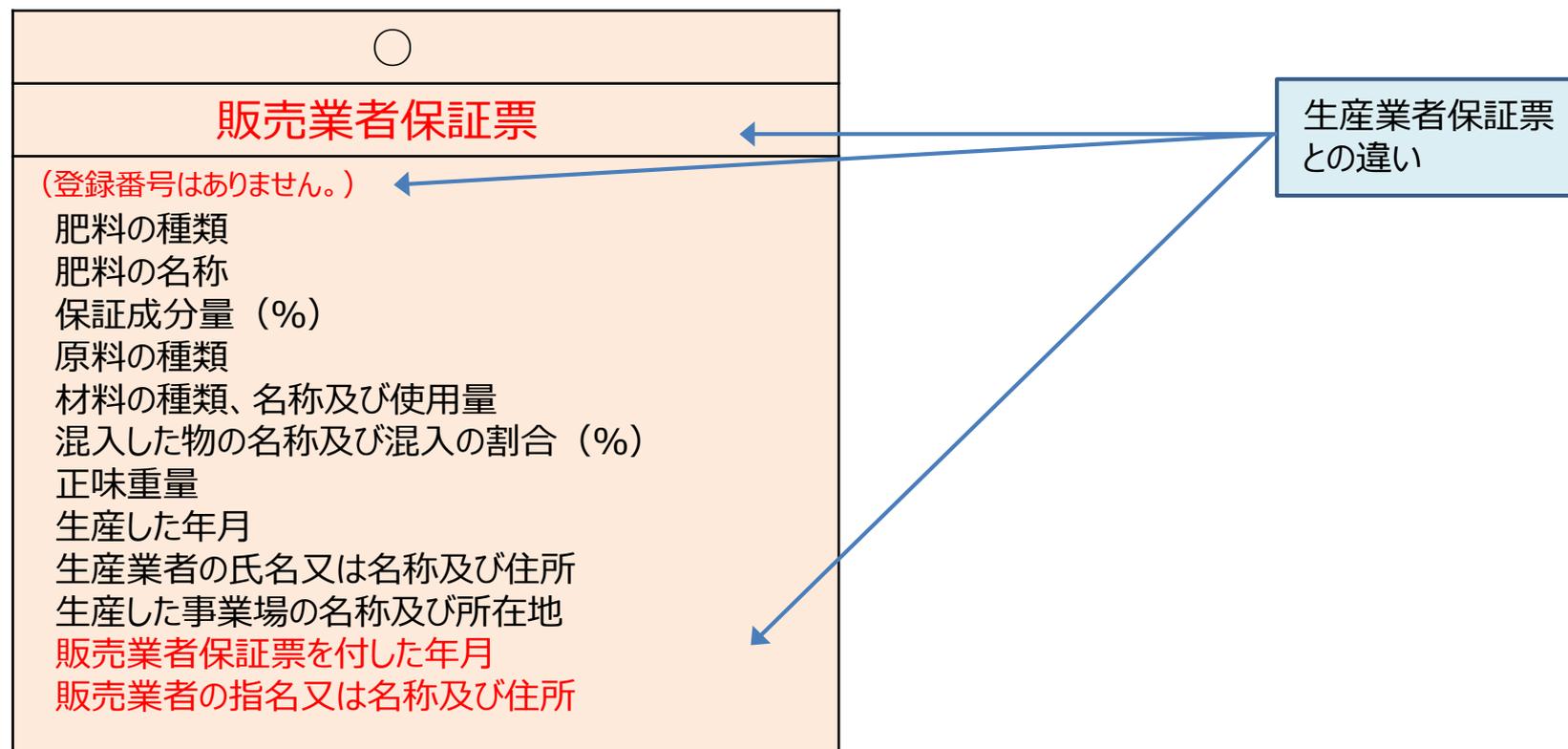
※ 原料が肥料の場合は、購入帳簿で代用が可能

詳細は別の資料で説明は

6 肥料販売業者の届出と保証票の様式

- 肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を行う事業場を管轄する都道府県ごとに、事業を開始した2週間以内に届出書を提出する必要がある。
- また、肥料を小分けした場合は、その容器・包装ごとに、販売業者保証票を添付する必要がある。
- 上記の届出や保証票の添付は、インターネットを通じて肥料を販売する場合についても同様である。

■登録肥料（汚泥肥料等を除く）の販売業者保証票の様式



7 手続きの簡素化

(1) オンライン申請について

- 肥料法に基づく登録申請又は届出に係る書類の提出に当たっては、その一部はオンラインで申請が可能である。
- 今後、電子納付を含む登録・更新手続きについても、オンラインで申請可能なサービスを提供する予定。

■ オンライン申請ができる手続き（届出に係る以下の手続き）

- ①登録証の記載事項変更に係る届出又は登録証の書替交付申請
- ②普通肥料の名称変更に係る書替交付申請
- ③登録・仮登録の有効期間の失効
- ④指定配合肥料の生産業者の事業の開始届
- ⑤指定配合肥料の生産業者の届出事項の変更又は廃止の届出
- ⑥国内管理人に係る変更届
- ⑦生産事業場に係る略称届
- ⑧生産事業場に係る略称変更届

※登録・更新手続きについては、現在は対象外。

7 手続きの簡素化 (2) オンライン申請の方法

- オンライン申請を行うためには、オンライン申請の新規利用のための申し込みを行う必要がある。
- ユーザー名とパスワードを入力すれば、申請が可能となる。

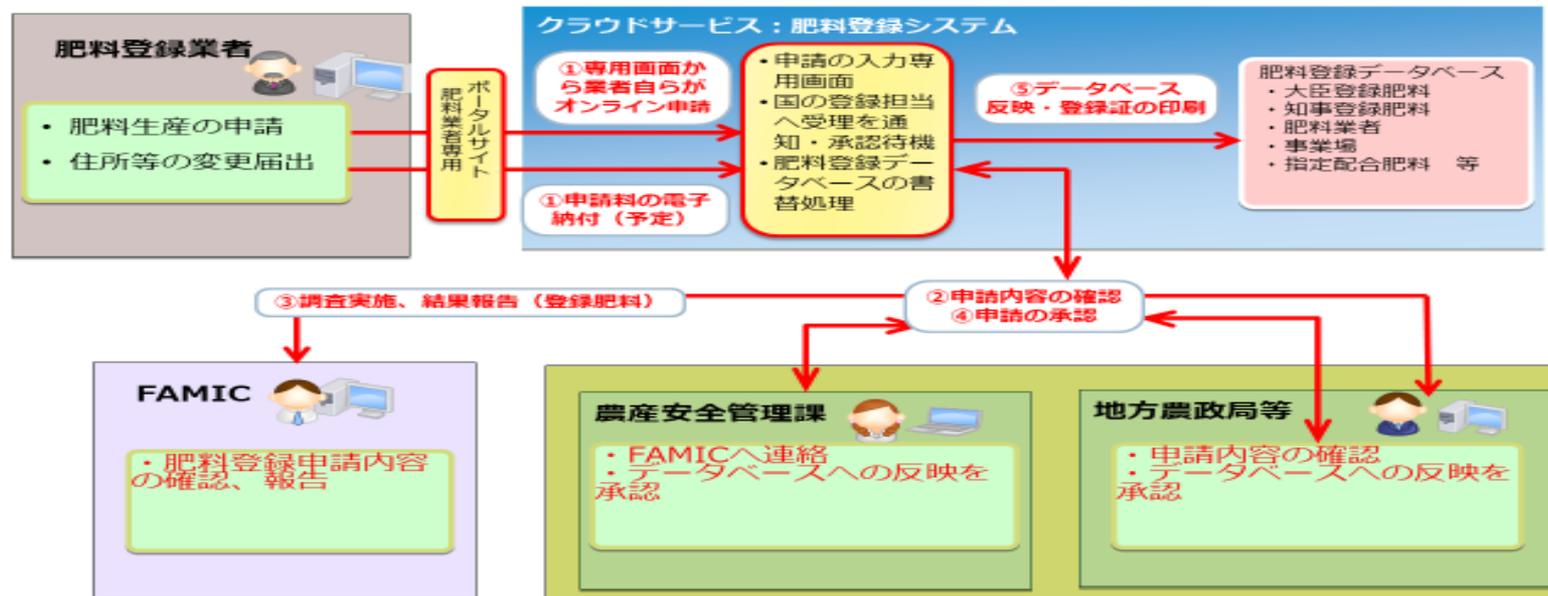
※なお、オンライン申請の申し込みを行っても、従来どおりの書類での申請も可能。

■新規でオンライン申請を行う方法

下記アドレス内の「オンライン申請等の新規利用に係る肥料登録システムの申込要領」に従い、「肥料登録システム誓約書兼利用申込書」を農林水産省農産安全管理課あて提出。ログインができるようになった後、ユーザー自身でパスワードの設定を行った後、申請が可能となる。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html ← ここから申込書をダウンロード

肥料登録システムの業務概要



背景及び趣旨

農地における地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中で、国内の低廉な資源であり、土づくりにも役立つ堆肥や我が国の産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者のニーズに柔軟に対応した肥料生産等が進むよう、法制度を見直す必要。

【具体的課題】

(1) 産業副産物資源の有効活用

産業副産物の肥料利用の一層の拡大に向けて、農家がより安心して利用できるようにするためには、原料管理の強化や虚偽表示などへの対応が必要。

(2) 農家ニーズに応じた新たな肥料の生産・利用

緩効性等、施肥の効率化につながる品質表示の農家ニーズに対応するため、これまでできなかった堆肥と化学肥料の配合等、土づくりや労力・コストの低減につながる肥料配合に関する規制の見直しや、効果の発現時期（充実）が必要。

改正法の概要

1 肥料の原料管理制度の導入

- ① 農林水産大臣は、肥料に使える原料の範囲の規格を設定
- ② 肥料の生産業者及び輸入業者に、原料帳簿の備付けを義務付け
- ③ 肥料の原料の虚偽宣伝を禁止

2 肥料の配合に関する規制の見直し

- ① 普通肥料（化学肥料等）と特殊肥料（堆肥等）を配合した肥料や、肥料と土壌改良資材を配合した肥料を、届出で生産できる制度を新設する。
- ② 登録済みの肥料同士の配合に加え、一定の加工（造粒等）を行った肥料についても、届出で生産できることとする。

3 肥料の表示基準の整備

農林水産大臣は、成分量等の品質表示に加え、肥料の効果の発現時期（緩効性）等の肥料の品質や効果に関する表示についても基準を定め、必要に応じて指示・公表・命令ができることとする。



肥料業者自身による原料管理の義務付けや、届出肥料の拡大に伴い、法律の題名を「肥料取締法」から「**肥料の品質の確保等に関する法律**」に改正。

9 肥料制度に関する問合せ先一覧

(1) 農政局等

○ 肥料制度一般、指定混合肥料の届出等に関する事項については、下記の機関に問合せ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
農林水産省 北海道農政事務所消費・安全部 農産安全管理課	TEL 011-330-8815 FAX 011-520-3056	北海道
農林水産省 東北農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 022-221-6097 FAX 022-217-8432	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産省 関東農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 048-740-5229 FAX 048-601-0548	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産省 北陸農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 076-232-4006 FAX 076-232-4007	新潟、富山、石川、福井
農林水産省 東海農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 052-746-1315 FAX 052-220-1362	岐阜、愛知、三重
農林水産省 近畿農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 075-414-9035 FAX 075-417-2149	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
農林水産省 中国四国農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 086-223-7673 FAX 086-224-7714	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産省 九州農政局消費・安全部 農産安全管理課	TEL 096-300-6130 FAX 096-211-9700	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課	TEL 098-866-1672 FAX 098-860-1195	沖縄
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課	TEL 03-3502-5968 FAX 03-3580-8592	

8 肥料制度に関する問合せ先一覧

(2) 農林水産消費安全技術センター (F A M I C)

○ 普通肥料の登録等に関する事項については、下記の機関に問合せ。

機 関	連 絡 先	管 轄 都 道 府 県
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 本部 肥飼料安全検査部	TEL 050-3797-1854 FAX 048-601-1179	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 札幌センター	TEL 050-3797-2716 FAX 011-261-6737	北海道
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 仙台センター	TEL 050-3797-1893 FAX 022-295-0446	青森、秋田、岩手、 宮城、山形、福島
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	TEL 050-3797-1901 FAX 052-231-8569	富山、石川、福井、 岐阜、愛知、三重
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 神戸センター	TEL 050-3797-1914 FAX 078-304-7426	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島 根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 福岡センター	TEL 050-3797-1920 FAX 092-682-2943	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児 島、沖縄